

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

平成二十五年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年九月二十日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

一 日 時 平成二十五年九月三十日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十五年九月三十日 一 日 間

議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

爲 水 順 二 議員

桐 野 忠 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、平成二十五年三月二十九日以降受理した監査結果を報告する。

- 四、日程第六以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

- 五、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、四の例により審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十五年九月三十日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について

- 日程第二 議案提出書の公表について

- 日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

- 日程第四 会議録署名議員指名について

- 日程第五 監査結果の報告について

- 日程第六 議案第九号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

川越北消防署長 野本 勝

- 日程第七 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについて

- 日程第八 議案第一一号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 山田 敏夫 議員 第二番 道祖土 証 議員

第三番 爲水 順二 議員 第四番 久保 啓一 議員

第五番 桐野 忠 議員 第六番 片野 広隆 議員

第七番 関口 勇 議員 第八番 高橋 剛 議員

第九番 石川 智明 議員 第一〇番 小ノ澤哲也 議員

第一一番 小野澤康弘 議員 第一二番 三上喜久蔵 議員

第一三番 本山 修一 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

〃 風間 清司

〃 会計管理者 水野 典子

〃 消防局長 大久保 愛一郎

〃 次長 芥木 利之

〃 柴崎 正治

〃 小林 久雄

川越北消防署長 野本 勝

川越中央消防署長	木村 圭夫
川越西消防署長	忍 田 茂 巳
川島消防署長	渋谷 徹
総務課長	岸 田 隆
予防課長	比留間 富 雄
警防課長	柳 川 佳 男
救急課長	高 野 春 雄
指揮統制課長	辻 章 一
監査委員	坂 口 一 雄
〃	高 橋 剛

△議場に出席した職員

書記長	岡 部 宏
書 記	大 河 内 徹
〃	橋 本 丈 夫
〃	大 森 康 孝

△開 会（午後一時二十七分）

○久保啓一議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十五年九月三十日開会の川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○久保啓一議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とす

ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○久保啓一議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○久保啓一議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（橋本丈夫書記 朗読）

川消総発第八八五号

平成二十五年九月三十日

川越地区消防組合議長 久 保 啓 一 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

平成二十五年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについ

て

三 平成二十五年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○久保啓一議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○久保啓一議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者、監査委

員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会議第三〇号

平成二十五年九月二十日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 久保啓一

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、九月三十日午後一時開会の川越地区消防組合議会議第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第八五五号

平成二十五年九月三十日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十五年本組合議会議第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者	川合善明
副管理者	高田康男
〃	風間清司
会計管理者	水野典子
消防局長	大久保愛一郎
次長	斉木利之
〃	柴崎正治
〃	小林久雄

平成二十五年川越地区消防組合議会議第三回定例会会議録

川消議会議第三一号

平成二十五年九月二十日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 久保啓一

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、九月三十日午後一時開会の川越地区消防組合議会議第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消監収第二二二号

平成二十五年九月三十日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、平成二十五年川越地区消防組合議会議第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越北消防署長	野本勝
川越中央消防署長	木村圭夫
川越西消防署長	忍田茂巳
川島消防署長	渋谷徹
総務課長	岸田隆
予防課長	比留間富雄
警防課長	柳川佳男
救急課長	高野春雄
指揮統制課長	辻章一

川越地区消防組合監査委員 坂口一雄
高橋剛

△日程第四 会議録署名議員指名について

○久保啓一議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。
会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

爲 水 順 二 議員
桐 野 忠 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○久保啓一議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十五年三月二十九日以降、本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四一号

平成二十五年三月二十九日

川越地区消防組合議会議長 江田肇様

川越地区消防組合監査委員 坂口一雄

同 清水京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第五号

平成二十五年四月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田肇様
川越地区消防組合監査委員 坂口一雄

同 清水京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第七号

平成二十五年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田肇様
川越地区消防組合監査委員 坂口一雄

同 清水京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度四月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

平成二十五年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田肇様
川越地区消防組合監査委員 坂口一雄

同 清水京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年四月分例

月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一〇号

平成二十五年七月一日

川越地区消防組合議会議長 久保 啓 一様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度五月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一一号

平成二十五年七月一日

川越地区消防組合議会議長 久保 啓 一様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一四号

平成二十五年七月二十三日

川越地区消防組合議会議長 久保 啓 一様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 高橋 剛

平成二十五年川越地区消防組合議会議事第三回定例会会議録

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一九号

平成二十五年八月二十三日

川越地区消防組合議会議長 久保 啓 一様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 高橋 剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 議案第九号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

算認定について

○久保啓一議長 日程第六、議案第九号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第九号

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成二十五年九月三十日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○久保啓一議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表をお願いします。

(水野典子会計管理者登壇)

○水野典子会計管理者 ただいま上程になりました議案第九号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに二ページを御覧いただきたいと存じます。

決算額総括表でございます。

予算現額は四十七億一千五百五十四万四千円でございます。歳入につきましては、調定額が四十六億九千九百七十七万六千六百三十六円、収入済額が四十六億九千八百二十三万八千六百三十六円、収入未済額が九十三万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九九・六三%でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額が四十五億三千二百二十九万七千三百七十八円、翌年度繰越額が百八十五万円で、不用額が一億八千二百三十九万六千六百二十二円で執行率は九六・〇九%となっております。

歳入歳出差引残額一億六千六百九十四万一千二百五十八円につきましては、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

次に、十ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出決算事項別明細書でございます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金でございます。

収入済額が四十三億五千四百五十二万四千三百七十四円で、消防組合負担金といまして川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料でございます。

収入済額が八十一万三千八百七十八円で、内容は行政財産使用料でございます。

次に、二項手数料、一目消防手数料でございます。

収入済額が五百六十四万八千九百五十円で、内容は危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金でございます。収入済額が一万二千四百九円で、内容は職員退職手当基金の積立金利子でございます。

次に、二項財産売却収入、一目物品売却収入でございます。収入済額が二百十二万円で、内容は不用品売却収入でございます。

次に、四款一項一目繰越金でございます。収入済額が一億一千二百九十三万二千八十七円で、内容は、十二ページに移らせていただきました。前年度剰余金でございます。

次に、五款諸収入、一項一目預金利子でございますが、収入済額はございません。

次に、二項一目受託収入でございます。収入済額が九百二万二千四百四十八円でございます。内容は、川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費に係る受託収入でございます。

次に、三項一目雑入でございます。収入済額が二千七百四十一万三千七百九十円、収入未済額が九十三万八千円で、収入済額の内容は、関越高速道路救急業務支弁金、二十三年度緊急消防援助隊活動費負担金などでございます。収入未済額の内容は、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものがございます。

次に、六款一項組合債、一目消防債でございます。収入済額が一億七千四百八十万円で、内容は消防施設整備事業債でございます。

次に、七款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金でございます。

収入済額が一億九十五万一千円で、内容は消防施設等整備費補助金でございます。

以上によりまして、歳入合計でございますが、予算現額が四十七億一千五百五十四万四千円、調定額が四十六億九千九百七十七万六千六百三十六円、収入済額が四十

六億九千八百二十三万八千六百三十六円、収入未済額が九十三万八千円となっております。

続きまして、歳出でございます。

十四ページを御覧いただきたいと存じます。

一款一項一目議会費でございます。支出済額が四百六十七万七千七百三円で、内容は、報酬及び旅費等の議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費でございます。支出済額が二百十四万二千二十七円で、内容は、報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。

次に、二目公平委員会費でございます。支出済額が六万二千七百円で、内容は、報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。

次に、二項一目監査委員費でございます。支出済額が三十六万百円で、内容は、報酬及び旅費等の監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費でございます。支出済額が三十九億八万三千八百十二円で、内容は、給料、職員手当等、共済費、十六ページに移らせていただきます。備品購入費及びその他常備消防の事務全般にかかわる経費でございます。

次に、二十六ページに移させていただきます。

二目常備施設費でございます。支出済額が六千九百九十二万一千二百一十円で、内容は、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等の常備消防の施設管理にかかわる経費でございます。

次に、二項非常備消防費、一目川越非常備消防費でございます。支出済額が一億一千六百十三万一千八百円で、内容は、報酬、共済費、旅費、二十八ページに移らせていただきます。工事請負費等の川越市消防団にかかわる経費でございます。

次に、二目川島非常備消防費でございます。支出済額が二千四百八十三万六千八百四十四円で、内容は、報酬、共済費及び旅費等の川島町消防団にかかわる経費で

ございます。

三十ページへ移らせていただきまして、三項水利施設費、一目川越水利施設費でございます。支出済額が一億七百六十八万四千六百六十七円で、内容は、工事請負費及び負担金等の川越市水利施設の管理及び増設にかかわる経費でございます。

次に、二目川島水利施設費でございます。支出済額が一千三百七十九万七千九百円で、内容は、三十二ページに移らせていただきまして、工事請負費及び負担金等の川島町水利施設の管理及び増設にかかわる経費でございます。

次に、四項自警消防費、一目川越自警消防費でございます。支出済額が四百九万六千二百三十五円で、内容は、工事請負費及び補助金等の川越市自警消防隊にかかわる経費でございます。

次に、二目川島自警消防費でございます。支出済額が二百六十二万七千四百八十八円で、内容は、川島町自警消防団にかかわる補助金でございます。

次に、五項水防費、一目川越水防費でございます。支出済額が二百二十九万八千四百九十五円で、内容は、共済費、旅費及び交付金等の川越市水防団にかかわる経費でございます。

三十四ページに移らせていただきまして、四款一項公債費、一目元金でございます。支出済額が二億七千三百六十六万六千五百五十五円で、内容は組合債元金償還金でございます。

次に、二目利子でございます。支出済額が一千八百六十三万三千六百九十三円で、内容は組合債利子償還金でございます。

次に、五款一項一目予備費につきましては、各費目への充当の上、支出されており、予備費としての支出済額はございません。

以上によりまして、歳出合計でございますが、予算現額が四十七億一千五百五十四万四千円、支出済額が四十五億三千二百九十九万七千三百七十八円、繰越明許費が百八十五万円、不用額が一億八千二百三十九万六千六百二十二円となっております。

以上、御説明申し上げました内容が、四ページから九ページの歳入歳出決算書といたしましてまとめさせていただいたものでございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました決算資料及び主要な施策の成果に関する説明書等を御高覧の上、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

(坂口一雄監査委員登壇)

○坂口一雄監査委員 御指名をいただきましたので、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算について、審査結果の概要を御説明申し上げます。

なお、その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算について決算書等を慎重に審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成され、その内容についても、計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

初めに、当年度の決算額について申し上げます。

歳入の合計は四十六億九千八百二十三万八千円で、前年度に比べ〇・三%減少しております。また、歳出の合計は四十五億三千二百二十九万七千円で、前年度に比べ一・四%減少し、差引残額は一億六千六百九十四万一千円となっております。

次に、当年度に施行された事務事業について申し上げます。

消防行政を取り巻く環境は、近年の都市化の進展、建物の高層化等による生活環境の変化や高齢者の増加による社会環境の変化により、ますます複雑多様化しております。このような状況下にあつて、当年度も種々の施策が施行され、一定の成果を挙げたところであり、その主なものは次のとおりであります。

常備消防においては、川越中央消防署高階分署屋上防水改修工事を初めとして各

消防署の施設設備の改修等を実施されるなど、消防施設及び作業環境の改善が図られました。また、車両整備計画に基づき、新たに普通消防ポンプ自動車、高規格救急自動車など計七台が更新整備され、消防力、救命活動の強化が図られました。

非常備消防においては、福原分団車庫待機室新築工事が実施されるとともに、車両が更新整備されるなど、地域の消防力の強化が図られました。さらに、消防団員の資質の向上を図るため、各種の教育訓練が実施されたところでありますが、消防団員のさらなる入団促進及び待遇改善に努められるよう要望いたしました。

消防水利施設につきましては、防火水槽が二基新設され、充実が図られました。今後、救急業務の高度化に伴いまして救急現場における救急救命士の果たす役割はますます重要度を増すことを踏まえ、引き続き救急救命士の養成及び能力の向上に積極的に取り組むとともに、救急業務体制の強化が図られるよう要望いたしました。

また、東日本大震災における被災地への職員派遣の経験を生かし、今後も災害の発生を想定した訓練の充実を図るとともに、災害発生時には迅速かつ適切な対応をされるようお願いいたしました。

最後になりますが、今後とも火災、救助、救急等に迅速かつ適切に対応するため、消防組織と施設等のさらなる充実を図り、地域住民の生命と財産の保護に努められるよう要望した次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○久保啓一議長 以上で提案理由の説明並びに監査委員の審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○久保啓一議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
小野澤康弘議員。

(小野澤康弘議員登壇)

○小野澤康弘議員 議長に発言の許可をいただきましたので、議案第九号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、何点か御質疑をいたします。

日ごろより組合職員の方々には川越地区の安心安全の確保のために、日々活動に對しまして、まずもって敬意を表したいと思えます。特に消防活動時における点に關しましては、ここ数年来、特に夏場における活動は大変なものがあると思えます。そこで、まず、昨年度までの消防活動における職員の安全管理として、特に熱中症等の対策についてはどのような対応をされていたのかお尋ねいたします。

次に、平成二十四年度主要な施策の成果に關する説明書の中から、五ページの常備消防費の救急高度化の推進の中にあります、住民に對し必要な応急処置の普及啓発活動の実施について何点かお伺いいたします。

まず、職員の方々地域や公共の場におきまして啓発の活動を行っているわけにありますけれども、一つ目として、救命講習の効果はどれぐらいあらわれているのかお伺いいたします。

続きまして、今までに開催された普通救命救急講習の回数及び受講者の人数はどれぐらいになっているのかお伺いいたします。

続きまして、六ページ、消防通信整備費についてでございますが、消防情報を迅速かつ正確に把握し的確な災害対応を図るため、通信機器の更新及び消防救急無線のデジタル化移行に伴う調査、基本設計を実施したとのことでありませうけれども、確認の意味でお伺いいたします。消防救急デジタル無線への移行期間はいつからか。また、業務委託の中に自立型鉄塔建設予定地調査とあるが、建設する予定地並びに規模はどんなふうになっているのかお尋ねいたします。

続きまして、八ページ、消防水利の増設でございますが、消防水利施設費についての消防水利の増設でございますが、川越市と川島町、四十立方メートル一基ずつの新設とありますが、基本的なことからお伺いいたします。

まず、消防水利とは何かからありますが、消防水利とはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

また、消防水利の基準とはどのようなものなのか。技術基準を含めてお伺いいたします。

次に、本件の新設の消防水利整備計画に基づくところとありますが、消防水利整備計画はいつごろからつくられたのかお尋ねいたします。

また、平成二十四年度末までに組合で整備された防火水槽は幾つあるのか、今後の整備計画はどのようなものかお尋ねいたします。

次に、防火水槽の維持管理について何点かお尋ねいたします。

防火水槽の維持管理はどこが行っているのか。また、その数は幾つぐらいあるのか。これは公設も私設も含めてお願いいたします。そのうち飲料水機能を備えたものは何基あるのか。さらに、防火水槽の維持管理はどのようなものか。

これをもちまして、一回目の質疑といたします。

(野本 勝川越北消防署長登壇)

○野本 勝川越北消防署長 御答弁申し上げます。

消防活動時における熱中症対策といたしましては、消防活動全般に對する安全管理対策として、職員個々の安全管理意識の向上並びに事故防止を目的に、当組合において消防活動時における安全管理マニュアルを定め、総体的事項として全職員に對し周知徹底を図っております。

次に、具体的な熱中症対策といたしましては、まずは、本格的な夏の季節を迎える前に、暑熱順化と称する夏の暑さに体を適用させる訓練を通常業務に取り入れ、消防活動に整えらるとともに、今年度は各署所に飲料水等を常時冷却、収納しておくための冷凍庫を整備し、各消防車両には水分補給のための飲料水を積載しております。さらに、長時間に及ぶ消防活動には、活動隊員に對する後方支援を目的とした飲料水搬送隊もしくは状況に応じて名細分署に配置する支援車を出場させることとしております。また、現在実施している防火衣の順次更新にあわせ、この夏には、

新しい防火衣に設けられている内ポケットに保冷剤を装着しての訓練や消防活動を通じて一定の効果のあることを認識し、次年度以降の導入に向けて現在検討しているところでございます。

以上でございます。

(高野春雄救急課長登壇)

○高野春雄救急課長 御答弁申し上げます。

救急講習の効果につきましては、応急手当の普及啓発活動を推進している中で、平成二十四年中に救急隊が搬送しました全ての心肺停止傷病者数は三百五人でございます。この三百五人の中の九十一人、約三〇%の傷病者に対して現場に居合わせた住民の方が心肺蘇生法を実施いたしました。なお、心肺蘇生法が実施されました九十一人中五人の傷病者にAEDが実施され、うち二人の方が心拍を再開し、一カ月後生存ありと報告されているところでございます。

平成二十五年一月から六月末日までににつきましては、救急隊が搬送しました心肺停止傷病者数は百四十七人で、この傷病者の中の四十八人、約三三%に対して現場に居合わせた住民の方が心肺蘇生法を実施いたしました。心肺蘇生法が実施された四十八人中三人の傷病者にAEDが実施され、うち一人の方が心拍を再開し、一カ月後生存ありと報告されているところでございます。

続きまして、二点目の御質疑に対して御答弁申し上げます。
今までに開催されました普通救命講習の開催及び受講人数につきましては、普通救命講習を開始いたしました平成六年度から平成二十五年六月末日までに千五百四十六回開催し、三万二千人の方が受講しております。

以上でございます。

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 御答弁申し上げます。

消防救急デジタル無線の移行期間及び自立型鉄塔の建設予定地並びに規模につきまして、現在使用しているアナログ方式の無線設備の使用期限につきましては平

成二十八年五月三十一日までとされていることから、平成二十六年に機器等の整備調達、平成二十七年に瑕疵担保期間としてデジタル無線に移行、運用開始する計画でございます。

また、自立型鉄塔の建設予定地、規模につきましては、川越地区消防局指揮統制課の事務室がある庁舎の南側敷地内に高さ三十メートルのシリンドラー型鉄塔を建設する計画でございます。

以上でございます。

(柳川佳男警防課長登壇)

○柳川佳男警防課長 御答弁申し上げます。

消防水利についてでございますが、消防水利には、消火栓、防火水槽、プール、井戸、防火栓、河川などがございます。

次に、消防水利基準でございますけれども、消防庁の勧告として制定されたものでございます。市町村の消防機関、消防署、消防団が消火活動をするために必要とする最小限度の水利について定めたものでございます。

消防水利の基準の中には、消防水利の構造、水利の管理などが示されており、常時貯水量が四十立方以上または取水可能水量が毎分一立方以上で、かつ連続で四十分以上給水能力を有するものでなければなりません。これは消防ポンプ自動車は二口放水のために必要な最小限度の水量や木造建築物等の構造から火災時に注水を継続する必要な時間をもとに定められたものでございます。

なお、消防水利の管理につきましても、消防水利はいつ、どこで発生するかかわらない火災に対して緊急に使用する施設であることから、いつでも使用できるように管理されていなければならないとなっております。

次に、消防水利の整備計画等でございますが、川越市における現行の整備計画については、国の進める第四次地震防災緊急事業五カ年計画並びに川越市における川越市総合計画に基づき整備を図っているものでございます。当該計画は、平成二十年度から進められている計画でございます。

なお、川島町につきましては、平成二十二年度から川島町長の依頼に基づき整備を図っているものとございます。

平成二十年度以前から整備されている防火水槽を含めまして平成二十四年度末までに組合が整備した防火水槽の数につきましては五百三十七基でございます。

また、今後の整備計画についてでございますが、今後の整備計画につきましては、現行と同様に整備を図っていくとするものとございます。

次に、防火水槽の維持管理等についてでございますが、防火水槽の維持管理につきましては、公設と私設では異なり、公設につきましては当消防組合で維持管理をさせていただきます。私設については所有者等が維持管理をすることとされており、当消防組合管内には公設の防火水槽が千七十七基、私設の防火水槽が八百六十七基設置されており、容量につきましては、二十立方未満が八十六基、二十立方以上四十立方未満が五百五十五基、四十立方以上が千三百三基でございます。なお、私設の防火水槽については、所有者等が埼玉県や川越市であるものも含まれております。また、このうち飲料水の機能を備えた防火水槽につきましては十三基あり、容量につきましては、四十立方が四基、百立方が九基でございます。これら等の飲料水機能を備えた防火水槽は全て埼玉県または川越市が整備したものであり、このうち百立方の一基は川越市の所有であり、その他の十二基は埼玉県の所有となっております。

当消防組合では、管内全ての防火水槽について毎年度一回以上、使用に支障がないか調査を実施しております。当該調査の結果、維持管理上修繕等を要する場合には、公設については消防局警防課で対応しており、私設については、所有者等にその旨を伝え常時使用できるように管理を促しております。

以上でございます。

(小野澤康弘議員登壇)

○小野澤康弘議員 それぞれ御答弁いただきましたが、まず、熱中症の対策につきましては、今年もそうですけれども、まだまだ今後気温が高い日が、夏は予想されま

す。ぜひ安全管理に気をつけて対応していただきたいと思えます。

また、住民に対し必要な応急処置の普及啓発活動の実施の中の救命講習の効果を伺いましたが、二十四年中、隊員が搬送した心肺停止傷病者は三百五人と、また、そのうちの約三割が傷病者に対しまして現場に居合わせた住民が心肺蘇生をしたという答えがございました。

また、さらに、その中の五人の傷病者に対しましてAEDが実施され、二名の方が一カ月後生存ありと報告があったというようなことでした。

さらには、今年の一月から六月までには、やはり搬送者百四十七人のうち、そのうちの三三%の四十八人の方が現場で心肺蘇生を受けたということでございます。

さらには、平成六年度から二十五年六月末までの救命講習を受講された方ではありますが、三万二千人以上の方が救命講習を受けているということでございます。

この御答弁から推察をいたしますと、この救命講習に関してでありますけれども、組合職員の方々が日々御苦労されまして、住民の方々に対しましての救命に必要な応急処置の普及活動は効果があらわれているものと改めて数字を見て感じております。そこで、お伺いしたいと思いますが、今後もこの施策を実施していくものと思われますけれども、今後もさらに、より効果を期待する意味から救命講習の修了者のフォローアップにつきましてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

さらには、消防水利の増設の質疑の中では、組合で整備した防火水槽が二十四年度末までには五百三十七基。また、組合の管内では、私設が八百六十七、公設が一千七十七、両方で一千九百なごしの数字があるということございました。また、容量でも二十立米以上四十立米未満が五百五十五、四十立米以上は千三百三、また二十立米未満のものが八十六基もあるとは、何ら聞いて、こんなにあるのかなと思いましたが、両方で千九百四十四基がこの管内に設置をされているということがわかりました。また、さらに、飲料水の機能を備えた防火水槽が管内には十三基ある。そして、また四十立米が四基、百立米が九基とのことございました。

消防組合では、管内全ての防火水槽について年に一回以上、使用に支障がないか

の調査実施を行って、公設では消防局警防課で、また、私設では使用者に伝え、常時使用できるように行っているとの御答弁をいただきました。そこで、お尋ねしたいと思うわけがありますが、飲料水兼用の防火水槽につきましてはどのように使用されているのかお伺いいたします。

そして、また、最後になりますけれども、先ほど代表監査委員さんのほうから御報告がございましたが、一般会計決算審査意見書の御講評をいただきました。大変にわかりやすい評価意見であり、拝見させていただいたわけでありますけれども、一点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

十二ページの三の結びの中で、一番下段でありますけれども、消防団員のさらなる入団促進及び待遇改善に努められるよう要望すると思いますが、ここでその待遇改善とは、監査委員さんが考えられている範囲で結構でございますので、どのようなお考えなのかお聞かせいただきまして質疑といたします。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

救命講習修了者のフォローアップについてでございますが、川越地区消防組合応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき実施しているところでございます。また、救命講習受講後三年を目安としまして、心肺蘇生法を中心とした知識と技術の再確認を実施していただいているところでございます。

平成二十四年度普通救命講習受講者二千六百十五名のうち再講習者が百九十六名、約七%の状況でございます。再講習者の受講につきましては、新規受講者と同様に申し込みを受け付けております。

救命率向上のためには、講習修了者に知識と技術を維持していただくため、継続した再講習を呼びかける必要はあると考えますので、ホームページ及び虹のマーチ、広報川越、広報かわじまなどを利用して積極的に開催情報を提供していく予定でございます。

以上でございます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 御答弁申し上げます。

飲料水兼用の防火水槽についてですが、当消防組合管内にあります飲料水兼用の防火水槽の利用につきましては、災害時での消火活動で使用する防火水槽として考えております。また、飲料水として利用する場合には、防火水槽の所有者であります県または市が対応することとなっております。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいまの消防団員等々の資質の向上を図るため各種教育訓練の実施されているその内容等々についてという御質疑でございます。

現在、消防団員の資質向上を図るための訓練等々に関しましては、まず、年度当初に消防団の役員の研修、また、新たに入団した消防団員に対する普通救命講習会、それにあわせて新人の消防団員の研修、基礎研修ということで座学研修等々を実施している状況でございます。

また、春と秋に消防団員全体の団員研修を実施いたしましたので、その中で礼式訓練ですとか機械器具の取り扱い等々の訓練を実施している状況でございます。

また、安全運転研修ということで、消防団の方も緊急自動車を走行しなければならぬということで、川島にございますレインボーマータースクールにおきまして緊急自動車の操縦訓練等々を実施している状況でございます。

その他火災消火訓練ということで、実は昨日もこの北消防署管内では実施したんですけれども、川越市消防団につきましては、現在、車両に搭載しておりますホースカー等々を利用しました実火災訓練を各分団ごと、四週に分けてそれぞれ半日かけて消火訓練を実施しております。

また、川島町につきましても来月の十月第一週の土日にかけて、六分団それぞれ三分団ずつに分かれまして、同じようなそういったホースカーを利用した実火災訓練等々を実施する予定でございます。

また、消防学校におきましても、消防団の幹部または消防団へ入団して三年以上たった団員の研修等々も年間実施しております。

それと、御承知のとおり、川越市、川島両団につきましては、女性消防団員を配してございます。女性消防団員の活性化、また地域の関係で、ことし十月三十日、岐阜県におきまして女性消防団員における活性化大会が実施される予定でございます。毎年、各地区で全国大会が実施され、それに数名の女性団員、消防団長等々、同行して出席して、全国的な女性団員等との情報交換を実施しているような状況でございます。

また、教育訓練とは別に川越市消防団では、消防団員の家族ともどもの親睦を深めるためということで、年明けに、二月になりましょうか、下老袋の体育館を利用いたしまして綱引き大会を実施しているレクリエーションのほうに対しても消防団の活性化を含めた活動を実施している状況でございます。

○久保啓一議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○久保啓一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第七 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについて

○久保啓一議長 日程第七、議案第十号、川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一〇号

川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり定める。
平成二十五年九月三十日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○久保啓一議長 提案理由の説明を願います。
(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第十号、川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、制定の趣旨でございますが、平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、消防職員の給料等を減ずるため条例を制定しようとするものがございます。

次に、制定の内容でございますが、第一条につきましては、川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する事項を定めるもののほか、川越市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を準用しようとするものがございます。

第二条につきましては、消防職給料表の適用を受ける職員の支給減額率を定めようとするものございまして、支給減額率は、一級及び二級が四・七七％、三級及び四級が七・七七％、五級から八級が九・七七％、再任用職員が一律七％でございます。

第三条につきましては、この条例の施行に関する規則の委任について定めようとするものがございます。

次に、附則でございますが、第一項につきましては、この条例の施行期日を平成二十五年十月一日としようとするものでございます。

第二項につきましては、この条例を平成二十六年三月三十一日で効力を失うこととしようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保啓一議長 暫時休憩いたします。

午後二時二十四分 休憩

午後二時二十九分 再開

○久保啓一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○久保啓一議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 議案第十号、川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例を定めることについて伺います。

本議案は、川越地区消防組合消防職員の給与の支給減額については先日の九月二十七日に川越市議会で可決成立した川越市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の例によると提案されておりますが、なぜ川越市の一般職員の給与減額の例によるのか。初めにお伺いいたします。

消防職員の給与減額が提案されましたが、対象職員数は何人になるのか。また、この給与削減が行われた場合、削減総額は幾らになるのかお伺いいたします。

議案書には職務の級で給料表の支給減額率が示されております。それぞれ示され

ておりますけれども、階級別と一般行政上の職名ではそれぞれ削減割合はどれぐらいになっているのか。行政上の職名、役職ごとに人数、平均の削減額についてもあわせてお伺いいたします。

消防職員の勤務形態は通常勤務と、たしか二十四時間勤務というふうになっていると思いますけれども、どういうふうな勤務形態になっているのかお伺いしておきたいと思います。

また、今回の給与の減額については、上程前に消防職員にはどのような会議を開いて知らされているのか、また説明されているのか。制度化されている消防職員委員会が開かれて審議がなされたのか。確認のためにお伺いしておきます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 御答弁申し上げます。

今回の条例は、なぜ川越市の一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の例によることとしたかでございますが、国家公務員につきましては、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、給与の減額措置が講じられました。地方公務員につきましては、平成二十五年一月二十八日付、総務大臣から国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところでございます。

また、平成二十五年度の地方交付税基準財政需要額は、国と同様の給与減額支給措置が実施されることを前提として算出されることとなっております。地方交付税の減額は見込まれるところでございます。川越市、川島町につきましては、この要請を考慮し、給与減額支給措置を実施することといたしました。

川越市及び川島町の財政負担により賄われている当消防組合といたしましては、地方交付税の減額が見込まれる財政状況を考慮し、消防職員に関する給与を準用しております川越市の例に倣い今回の給与の臨時特例に関する条例案を提出いたしました。

続きまして、二点目の消防職員の給与減額対象者の内訳及び給与減額に伴う影響

額総額についてでございますが、給与減額対象者につきましては、全職員四百二十七名、再任用職員十二名の計四百三十九名でございます。また、管理職手当の減額対象者につきましては、副課長以上の八十二名でございます。

給与減額に伴う影響額総額でございますが、全体で八千五百八十万円の減を見込んでおります。

以上でございます。

(斉木利之次長登壇)

○斉木利之次長 御答弁申し上げます。

支給減額率に対する消防職員の階級と職及び六カ月の平均減額についてでございますが、消防職給料表につきましては一級から八級までございまして、一級の階級が消防士、職名といたしますと主事。二級の階級が消防副士長、職名といたしますと副主任。三級の階級が消防士長、職名といたしますと主任。四級の階級が消防司令補、職名といたしますと主査。五級の階級が消防司令、職例といたしますと副課長、主幹、副分署長となっております。六級の階級が消防司令長、職名といたしますと課長、副課長、副分署長、副署長、分署長となっております。七級の階級が消防監、職名といたしますと次長、署長。八級の階級が消防正監、職名といたしますと消防局長でございます。

支給減額率につきましては、期末手当及び勤勉手当にかかわる役職段階別加算が適用されない職員が在職する職務の級である一級、二級が四・七七％で、一人当たり六カ月で平均六万四四円の減額となっております。役職段階別加算が適用されますが、管理職手当が支給されない職務の級である三級、四級が七・七七％でございます。まして、一人当たり六カ月で平均十五万一千九百七十一円の減額となっております。管理職手当が支給される職務の級である五級以上は九・七七％の減額率でございます。一人当たり六カ月で平均二十七万二千五百十円の減額でございます。再任用につきましては、一律七％の減額率でございます。一人当たり六カ月で平均七万二千三百十円の減額でございます。

あと、人数でございますが、一級、二級が百二十五名、三級、四級が二百二十名、五級、管理職が八十二名、再任用につきましては十二名でございます。

以上でございます。

(斉木利之次長登壇)

○斉木利之次長 まことに申しわけございませんでした。一つ質問がございましたので、御答弁させていただきます。

消防職員の勤務形態について御答弁申し上げます。

職員の勤務種別は、普通勤務者、隔日勤務者に分かれております。普通勤務者につきましては、午前八時三十分から午後五時十五分までの勤務時間で、九十九人の職員が配置されております。隔日勤務者は二交替でございまして、午前八時三十分から翌日午前八時三十分までの二十四時間勤務であり、三百二十九人が配置されております。隔日勤務者の勤務形態でございますが、午前八時三十分から翌日午前八時三十分までの一当直、休憩二時間、仮眠時間六時間三十分を除きまして十五時間三十分の勤務時間が割り振られております。

今回の給与減額に伴う職員の説明について御答弁申し上げます。

今回の給与減額に伴う消防職員委員会での職員からの意見の提出はございませんでした。職員の説明につきましては、年度当初から組合行政会議におきまして国の給与減額の内容等を報告し、所属長を通じて職員に周知してまいりました。また、消防長が各所属において職員ミーティングを開催しておりますので、その際、職員に対しての今回の給与の減額の内容等を説明しております。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

地方公務員の給与は自治体が独自に決めるもので、これまでは、国家公務員や社会情勢への適用を図る必要があることなどから人事院勧告を受けて行うことがなされてきたわけですが、しかし、今回は、国は勧告を行わずに地方には交付税

を一方的に削減することで自治体に給与削減を事実上強制してきているのであります。先般の川越市の職員給与の減額についても、国の示すものの内容で提案され、先日、可決をしたわけです。

御答弁では、川越市と川島町の財政負担で賄われている当消防組合としては、地方交付税の減額が見込まれる財政状況を考慮し、川越市の例に倣い今回の給与の臨時特例に関する条例案を提出したという趣旨の御答弁がありました。今回の給与削減に伴う職員の説明にも、年度当初から組合行政会議を開いて内容を報告したり、あるいは、職員ミーティングを開いて今回の給与削減の内容を説明しているというふうな御答弁がありました。が、制度化されているその消防職員委員会は、意見が出なければ審議されないと思うんですけれども、これが開かれなかったと。

これは後ほど、また一般質問でこの問題についてはお伺いするようにしておりますけれども、消防職員というのは、御承知のように、もう御答弁でも明らかのように、通常勤務、隔日勤務と二つに分かれて、隔日勤務は二十四時間、午前八時半から翌日の八時三十分まで勤務をし、その内訳も御答弁がありました。十五時間三十分勤務に充てられて、残りの休憩二時間、仮眠時間六時間三十分、八時間三十分については、一応はそういう、これは手待ち時間というふうにも言われているようですけれども、火災発生時、緊急事態の際には、そのまま着がえもせず寝ているわけですから、飛び起きて火災現場に直行すると。大変精神的にも身体的にも緊張が伴う職場であることは、皆さんも御承知のことと思います。

そういう中でも、この任務に忠実に皆さん方が勤務されているこのことについては敬意を申しますけれども、そういう職員に対して、この減額をされていくということ、例えば、一級、主事級、副主任級が四・七七%で一人当たり六カ月で平均六万円余りの減額と、また、四級、主査級で一人当たり六カ月で平均十五万円余りの減額と。本当に大変厳しいそういう職員に対しての対応せざるを得なくなってくるわけですけれども、今回のこの給与の減額は、このように厳しい勤務状況のもとで職員のやる気だとか、あるいは士気にも少なからず影響を及ぼすのではないかと、

こういうふうな私自身、今回の上程を受けて、今率直に思うわけですけれども、それぞれの所属長を通じて各職員の皆さんにはこの趣旨を説明されているというふうにお聞きしておりますけれども、改めてこの議案を審議するに当たって、どういふふうにお考えになつていいのか。率直に消防局長にお伺いしておきたいと思ひます。以上です。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

今回の給与減額による職員の士気への影響等々でございますが、また、我々公務員としての、また局長としての考えもあわせて答弁させていただきます。

地方公務員の給与は、地方公務員法において国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則、また、地方公共団体はこの法律に基づいて、定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適用するように、随時、適当な措置を講じなければならぬという情勢適用の原則が定められております。

このようなことから、今回、給与減額につきましては、国における取り扱いを基本といたしまして、地域における民間給与、地方行財政の状況等も勘案した措置であるものと考えております。

今回の給与減額による消防職員の士気等につきましては、地方公務員法第三十条に、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されております。消防職員はこれを十分に理解し、全体の奉仕者として、給与の減額に関係なく職務を遂行するものであり、影響はないものとは考えておりますが、改めて職員には強く理解をお願いするものでございます。

また、消防職員の勤務体系等々につきましても、今後、我々の考えの中には、やはり二十四時間二交替制勤務ということで、かなりの体力疲労等々が懸念される状況でございます。ただいま当組合では、将来に向けて消防の総合計画を策定中でござ

ございます。その中でも、特に職員の勤務体系については、今後の消防職員の体制の中で考慮すべきということで、今現在、三交替制の勤務体系に移行して、職員のそういった労務管理を維持管理していこうという方針を立てているところでございます。

今後、また我々職員もそういった動向を皆さん注視していただいて、いろいろな御意見を賜りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○久保啓一議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者がいる)

○久保啓一議長 御異議がありますので、本件については、起立により採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○久保啓一議長 起立多数であります。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一一〇号 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

○久保啓一議長 日程第八、議案第十一号、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案第一一〇号

平成二十五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千四百四十四万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億六千九百万一千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成二十五年九月三十日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○久保啓一議長 提案理由の説明をお願いします。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第十一号、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十一のページを御覧いただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千四百四十四万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億六千九百万一千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、十一の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

それでは、別冊の平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)によりまして御説明申し上げます。

初めに、三ページを御覧ください。

歳出でございます。常備消防費七千四百四十四万二千円の減額は、職員人件費の減額といたしまして、川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に伴い給料及び共済費を減額しようとするもの、並びに消防通信整備の追加といたしまして、埼玉県が平成二十五年六月に整備いたしました埼玉県広域災害救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備補助金制度を活用し、消防活動のさらなる迅速化を図るためのタブレット型の情報機器端末を整備しようとするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

二ページを御覧いただきたいと思えます。

負担金七千五百五十三万六千円の減額は、消防組合負担金といたしまして川越市、川島町の共通経費の減額でございます。職員人件費の減額に伴うものでございます。次に、消防費補助金百九万四千円の追加は、情報機器端末整備費補助金といたしまして、埼玉県広域災害救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末の整備費に係る補助金を追加しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げます内容が一ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめさせていただきます。

なお、四ページ以降にございます附表一給与費明細書につきましては、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久保啓一議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○久保啓一議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

小野澤康弘議員。

(小野澤康弘議員登壇)

○小野澤康弘議員 議長の許可をいただきましたので、議案第十一号の平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)について質疑をいたします。

ただいま局長より議案の説明がございましたが、今回の埼玉県広域災害救急医療情報システムへのアクセス用機器端末整備補助金の事業、だということで御説明がありました。歳入でも百九万四千円の補助金があり、また歳出でもやはり県支出金で百九万四千円が補助とあります。県費が一〇〇%ということでありますけれども、この購入予定のタブレット型の情報機器端末の配置はどの場所で行うのか確認します。

(高野春雄救急課長登壇)

○高野春雄救急課長 御答弁申し上げます。

整備しようとしたしますタブレット型情報機器端末の配置場所につきましては、埼玉県広域災害救急医療情報システムへのアクセス用情報機器端末整備費補助金要綱に基づきまして、川越地区消防組合が保有する十台全ての救急車と災害現場の支援情報に關します事務を所管します指揮統制課二台の計十二台を配置する予定でございます。

以上でございます。

(小野澤康弘議員登壇)

○小野澤康弘議員 一点目の質問で答えいただきましたが、救急車に各一台、十台ということと、あと指揮統制課に二台、計十二台ということで、タブレット型の情報機器端末ということでございます。そこで、二回目の確認の意味でお尋ねしたいんですけれども、現状ではこの救急活動における医療機関からの情報収集などどのような形で行っているのかお伺いいたします。

次に、このタブレット型の情報機器端末導入後、期待されている効果はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、さらに、このタブレット型の情報機器端末の導入でありますけれども、こ

の機器に期待される効果をさらに発揮するためにはどのような要件が必要なのかお伺いいたします。

最後になりましたけれども、このタブレット型情報機器端末は、今回の配置先以外に活用できるとしたらどのように考えるかお尋ねをいたします。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

初めに、救急活動における医療機関への情報収集に関する現状についてでございますが、現在、川越地区消防組合は、傷病者の医療機関収容依頼を円滑に行うためのインターネットで埼玉県広域災害救急医療情報システムからベッドの空き情報などの医療機関情報を入力し、消防署のパソコンから紙に印刷をして現場で活用しているところでございます。紙面のため取得できる情報量が限られており、またリアルタイムの情報ではないことから医療機関情報を有効に活用できていないのが現状でございます。

続きまして、タブレット型情報機器端末の導入により期待される効果についてでございますが、今回タブレット型情報機器端末を導入することにより、救急現場からインターネットを使い埼玉県広域災害救急医療情報システムに掲載されている傷病者受け入れ体制に関する診察科目情報、ベッドの空き情報等をリアルタイムで取得することで救急搬送の迅速化が図れるものと考えているところでございます。

続きまして、タブレット型情報機器端末の導入により期待される効果を得るにはどのような要件が必要となるのかについてでございますが、本システムは消防機関による医療機関選定に活用するシステムであり、運用に当たっては医療機関側に一日二回の情報更新を定期的に行うことが求められております。しかし、複雑な情報提供が要求されることや定期的な更新が行われていなかったため、情報の信頼性が低く、システムが有効活用されていないケースもございました。このことから医療機関側の最新情報を入力できる体制につきまして医師会等と検討していきたいと考えているところでございます。

平成二十五年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

最後に、今回のタブレット型情報機器端末の配備先以外の活用につきましては、医療機関以外にも有効活用が期待されるものがあると考えておりますが、今後システムの構築等、さまざまな事項を検証し、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○久保啓一議長 他に御質疑ありませんか。―なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者がいる)

○久保啓一議長 御異議がありますので、本件については起立により採決を行います。本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○久保啓一議長 起立多数であります。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○久保啓一議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記をして朗読いたさせます。

(橋本丈夫書記 朗読)

川消総発第八八六号

平成二十五年九月三十日

川越地区消防組合議長 久保啓一様

川越地区消防組合管理者 川合善明

追加議案の提出について(通知)

平成二十五年本組合議会第三回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

記

一 監査委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○久保啓一議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第九として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○久保啓一議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第九 同意第四号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○久保啓一議長 日程第九、同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第四号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合監査委員に選任したいので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市大字下赤坂四百二十七番地十

戸 口 元 夫

昭和二十二年六月二十九日生

平成二十五年九月三十日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○久保啓一議長 提案理由の説明を願います。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本組合監査委員坂口一雄氏が本年十月十三日をもって任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに戸口元夫氏を本組合監査委員の適任者と認めるに至りましたので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和二十二年生まれで、川越市下赤坂に御在住であります。昭和四十五年に川越市に奉職され、企画財政部企画課長、環境部総合交通対策課長、経済部次長、健康福祉部長、環境部長、市長室長、政策調整監の要職を務められて、平成二十年三月に退職されました。その後平成二十年五月に川越都市開発株式会社取締役副社長に就任され、平成二十一年五月には同社代表取締役社長に就任、平成二十三年六月に退任された、人格識見ともに高い方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○久保啓一議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○久保啓一議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

(「異議なし」と言う者がいる)

○久保啓一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程追加

○久保啓一議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、これを議題として実施したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○久保啓一議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一〇 一般質問について

○久保啓一議長 日程第十、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許します。

石川智明議員。

(石川智明議員登壇)

○石川智明議員 議長に発言のお許しをいただきましたので、通告をいたしました京都府福知山市の花火大会事故を受けての対応について一般質問を申し上げます。

インターネット、またマスコミ等の報道で、およそ六十名の方が犠牲になったこの事故、さらに三名の方が亡くなったとのことでございます。事故に遭われた皆様に対してお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

この事故ですけれども、事故が起きた屋台というのがベビーカーの屋台であったということで、マスコミで報道はされておりますけれども、お祭りや花火大会で出ている屋台の中で、このベビーカーというのとはよく見かける屋台でありますし、火を使う屋台というのはほかにもございます。また、今回は、同じく報道によりますと、発電機のカソリンを補給しようとした際に起きた事故ということで考えますと、屋台が出店される行事ではいつでもどこでも起こり得る事故なんだろう

というふうにとめております。

当然この川越地区消防の管轄の中でもさまざまなイベントが行われておりますので、そういった意味でも改めてこの事故を検証しながら再発防止に取り組んでいかなければならないと思えます。

一回目の質問でございます。

一点目、京都府福知山市の花火大会の事故の内容と、また、その原因について伺います。

二点目、露天商の出店にかかわる消防への手続について伺います。

以上、一回目といたします。

(比留間富雄予防課長登壇)

○比留間富雄予防課長 御答弁申し上げます。

京都府福知山市の花火大会事故の内容と原因につきましては、平成二十五年八月十九日総務省消防庁発表によりますと、発生日時平成二十五年八月十九日十九時二十八分ごろ、覚知時刻十九時二十九分、鎮火時刻十九時四十分でございます。発生場所につきましては、京都府福知山市の由良川左岸でございます。事故の概要等でございますが、露天商店舗が発電機に使用していたカソリンの火災により死者三人、負傷者五十六人、うち重症十六人、中等症十四人、軽症二十六人という多くの人的被害が発生した火災でございます。

火災の原因についてでございますが、現在調査中でありまして、まだ総務省消防庁のほうからは最終報告は出されておりません。報道等によりますと、発電機の予備燃料であるカソリンを入れた携行缶のふたをあけたところ、カソリンが噴き出し屋台の火が引火したとされております。

次に、二点目の露天商の出店にかかわる消防への手続についてでございますが、消防法及び川越地区消防組合火災予防条例では、出店に対する届け出等の手続はございません。しかしながら、発電機用の予備燃料としてカソリンを携行缶等で保管する場合には、川越地区消防組合火災予防条例第三十条において貯蔵及び取り扱

の基準が定められております。携行缶は一般的に二十リットル以下のものが多く市販されておりますが、ガソリンを四十リットル以上保管する場合には、同条例四十条により届け出が必要となります。

以上でございます。

(石川智明議員登壇)

○石川智明議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の質問をさせていただきます。

御答弁いただいた内容について、十九時二十八分ごろ発生をして鎮火が十九時四十分ということで、ほんの十数分の間に変な火災に至ったという内容でございます。多くの方が被災したことは、皆さんも御存じのとおりでございます。

また、その原因については、正式なものには発表されておりませんが、発電機の予備燃料であるガソリンを入れた携行缶のふたをあけたところ、ガソリンが噴き出し屋台の火が引火したということの内容でございます。

また、露天商にかかわる出店にかかわる消防への手続についても御答弁をいただきました。出店に対して届け出等の手続は必要ないということで、ガソリンの携行缶による所持についても、二十リットル以下のもの場合、その届け出については必要がないという内容でございます。

川越市では十月の十九、二十日、川越まつりが開催をされます。大勢のお客さま、そして、たくさんの方の出店がされるということで、消防のほうとして届け出の義務がないということで、仮にガソリンを携行していてもほとんどの場合、その届け出の必要がないということではございますけれども、いざ、やはり火災ということになれば、消防として、当然ながらその対応を図っていただかなければならないということになるかと思っております。

このような事故は決して繰り返してはならないですし、川越まつりで決してそのような事故が起きてほしくないと願うのは全ての人の思いだろうというふうに思います。何よりも消防と市民、町民、そして議員の皆さんが力を合わせてお祭りが成

功に終わるように、こういった事故を起こさないような対応を図る必要があるかと思っております。

三回目の質問でございます。事故防止のための対応について、一般的な対応及び十月に予定している川越まつりでの対応について伺います。

以上、二回目といたします。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

事故防止のための対応についてでございますが、当組合といたしましては、多数の観客等が参加する行事の開催を把握した場合は、まず、行事の主催者に対し事前の会議等をとらえ火災予防の指導を実施いたします。さらに、積極的に現地に赴き、火災予防上の指導を実施するとともに、ガソリン等の使用の有無、火気使用器具、発電機等の状況を確認し、不備がある場合には是正指導を実施いたします。行事の主催者とともに、出火防止、火災発生を未然に防止できるよう対応するものでございます。

なお、来月開催される川越まつりの対応でございますが、今月四日に主催者である川越市観光課が開催した出店対策会議にて火災予防対策について協議を行いました。この席において主催者に対し、ガソリン等の貯蔵、取り扱いに係る注意事項、露天業者へ注意事項などを露天業者へ周知するよう依頼いたしました。また、川越まつり当日の対応でございますが、現地調査班を二十班程度編成し、現地において直接、火災予防上の指導を実施する計画でございます。

以上でございます。

○久保啓一議長 暫時休憩いたします。

午後三時二十二分 休憩

午後三時二十七分 再開

○久保啓一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、消防活動について一般質問をさせていただきます。

あすから十月ですが今日はまだクーラーをつけていますけれども、寒くなってきましたと住宅火災の発生が危惧されます。ふえてくる可能性があります。市内の見回り活動だとか出動回数もふえてきて大変に御苦労なことが多いと思いますけれども、組合管内の住民の命を守るため引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年のことだったと思いますけれども、私が住む霞ヶ関北地域で火災が発生し、居住者がいないアパートの一部が燃えました。次の日に現地に行ったわけですが、その自治会長と住民の方から、消防車両が入ってこられなく大変だったとお聞きしました。これまで余り気にしておりませんでしたけれども、市内を見回しますと、消防救急車両の出動要請があっても車両の進入困難そうな狭隘道路や住宅密集地が存在することに気がつかされました。

また、本年、笠幡にある笠幡団地の五階で火事があり現場に行ったわけですが、同じく自治会長にお話をお聞きしましたら、立地面に窓側の正面が土手になっていて消防車両が入れなく、できれば入れるようにしたいというような話もお伺いしました。恐らく消防の方々も、消火活動や救助活動で御苦労されたのではないかと思います。いずれもいわゆる消防活動が困難地域な場所ではないでしょうか。また、近年起きた大きな災害時などでも困難な地域があったとも聞いております。そこで、質問ですけれども、一点目に消防組合管内で大型消防車両が進入できないような狭隘で消防活動困難が予想される区域はどれぐらいあるのか。掌握されている範囲でお答えいただければと思います。また、そういう区域はどのように対応されているのか。確認のためにお伺いをします。

二点目に、消防活動困難が予想される団地、マンション等の中高層建築物への対応はどのように行われているのかお伺いをさせていただきます。

三点目に、大規模災害時における活動困難区域、情報収集や初期対応についても確認のためにお伺いをさせていただきます。

本年三月十五日付の日経新聞に、路地でも急行、消防バイク、機動力生かし情報伝達という記事が掲載されました。バイクの機動力を生かして、消防車、救急車やレスキュー車などが移動できない、または移動に時間がかかる場合や情報が錯綜して詳細の情報をつかみだしたいときに消防活動用バイクが活躍すること、東日本大震災で機動力を生かして活躍したのが注目され、全国の各消防本部で導入が広がっているそうであります。

川越地区消防組合もたしか一台、赤バイクを所有していると思いますけれども、四点目に、この消防活動バイクの運用状況と埼玉県内の配備状況はどうかお伺いをさせていただきます。

(柳川佳男警防課長登壇)

○柳川佳男警防課長 御答弁申し上げます。

まず、一点目でございます。消防組合管内におきます大型消防車両等が進入できない消防活動困難区域が予測される区域並びに対応についてでございますが、消防組合管内におきまして大型消防車両が進入できない狭隘箇所につきましては、平成二十三年度に調査をした段階で二百二十カ所ございます。当消防組合では、警防計画作成要領に基づきまして、幅員が三メートル以上の道路が区域内に存在しない箇所、または進入経路が一つしかない箇所、かつ多数のホースを使用しなければ有効な火災防活動ができない箇所については、管轄する消防署において道路狭隘区域と指定しまして、区域内で発生する火災に対する消防戦術等について警防計画を作成することとさせていただきます。

具体的な消防戦術といたしましては、狭隘箇所には比較的小型な消防車両を先行させております。また、現在、取り回しにすぐれ消火能力の高いC A F Sの車両の配備を計画的に進めております。今後ともその警防計画作成を進めるとともに、該当しない箇所につきましても地理調査等を実施して管内の情勢把握に努めてまいり

ます。

次に、消防活動が困難と予想される中高層等建築物の対応についてでございますが、消防活動上困難が予想されます中高層建築物については、その状況を把握し、災害発生時における消防部隊の迅速なる初動態勢の確立を図るため、中高層建築物調査を実施してございます。本調査は、各所属が管轄区域内の中高層建築物について調査を実施し、延べ面積や高さ、階数等の構造に関する事項を初め、消防活動上必要なスプリンクラー設備等の消防設備に関すること、はしご車の進入経路や使用の可否等についてとりまとめ、中高層建築物調査表を作成してございます。

また、本調査表の原簿につきましては、管轄する所属で保管しており、その写しははしご車を保有する所属でも保管しているほか、指揮統制課において指令装置に入力して中高層建築物に係る火災等の災害に対して初動態勢の早期確立を図るよう努めてございます。

次に、三点目でございます。大規模災害時における消防活動困難箇所の対応についてでございますが、当消防組合の大規模災害に対する体制といたしましては、非常配備体制実施要領に基づき、発生した災害の規模により計画的に職員が動員もしくは参集される体制を確立しております。

参集時、自宅から各参集場所に向かう際、災害の情報、交通障害の場所、消防水利の状況等を把握し報告するものとなっております。また、訓練塔または屋上等の高所見張り場所に人員を配置して情報収集しております。なお、指揮統制課には、埼玉県防災航空隊からのヘリコプター映像を受信できるシステムを備えており、上空からの映像の情報収集が可能となっております。大規模災害時、一一九番通報、各消防署に駆けつけによる災害を覚知した場合は、情報収集等もとに出場車両の選定を考慮しており、建物の倒壊などにより消防車両が進入不能の箇所は各消防署に配備してあります広報車等に使用資機材等を積載して出場し、初期対応をする体制になっております。

以上でございます。

(辻 章一 指揮統制課長登壇)

○辻 章一 指揮統制課長 御答弁申し上げます。

まず、一点目の消防活動用二輪車の運用状況でございますが、川越地区消防組合消防活動用二輪車の運用要領に基づき、大規模災害や火災等の災害で指揮統制課長が必要と認めるときに出場するものであります。ただし、消防局長が必要と認めた場合はこの限りでありません。と定めてございます。

なお、平成十七年から平成二十五年九月二十五日現在の稼働状況でございますが、総出場件数は一般出場のみ五十三件でございます。主な出場につきましては、平成二十三年三月十一日発生の東日本大震災における川越市管内の被害状況調査、消防特別点検、消防出初式、防災訓練等の参加及び車両の定期点検等でございます。続きまして、第二点目の埼玉県内の配備状況でございますが、当組合のほか、草加市消防本部が三台、日高市消防団が七台配備してございます。

以上でございます。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 それぞれお答えをいただきました。

大型消防車両が入れない箇所が二百二十カ所と、思った以上に多いと感じました。そういう地域の現状の対応もそれぞれお答えをいただき、理解をさせていただきました。しかし、団地等、計画さまざま進めていただいているようですけれども、予期せぬ車両がとまっていたり思っていないことが起きたりすることもございます。さまざま、今後の課題として取り組んでいただきたいと思っております。

道路狭隘の整備や建築物等の障害等の改善箇所もあるうと思っておりますけれども、そのことにつきましては、また別の機会で議論していきたいと考えておりますけれども、必要に応じて情報共有など、今後も市や町当局と連携して対応していただければと考えております。

また、高層住宅だとか道路狭隘等での活動困難区域の活動には、地域の住民の理解が必要と考えます。消防団などにも協力を得るなど、自分が住んでいる地域がど

ういう地域なのかを知ることでも大事だと思います。これまでの消防活動を通して、やはり課題や今後の改善策なども考えていると思いますけれども、二回目の一点目に、高層住宅や狭隘等で消防活動困難地域における訓練や課題、そして今後の対応をどのように考えているのかお伺いをいたします。

二点目に、消防活動バイクの件ですけれども、国会でも取り上げられ、全国にも調査をかけたと聞いております。初期対応能力のアップしたバイクも開発され、以前より安価で購入できるとも聞いております。情報収集にも役に立つということでも必要性も見直され、一回目にも言いましてけれども、各地で取り上げられております。埼玉県内ではまだまだ十分ではありませんけれども、先ほど石川議員が京都の話をしておりましたけれども、災害のときにも京都市では三台導入したというふうにも伺っております。先ほどの答弁では、ヘリコプターで映像を受信できるシステムがあるということでしたけれども、消防バイクは積載したスマートフォンで映像など被害状況の動画を即時に届けられる利点もあると報告をされておりますけれども、川越地区としての整備計画など、現時点でのお考えをお聞かせください。

三点目に、近年起きている災害は他人事ではないと思います。竜巻や大型台風による突風や水害など、また、予想される大地震や本年発令された特別警報なども想定しなくてはいけないと思いますけれども、近年起きている自然災害に対する消防組合の体制について、最後にお聞かせください。

以上、二回目とします。

(野本 勝川越北消防署長登壇)

○野本 勝川越北消防署長 御答弁申し上げます。

高層住宅及び狭隘等による消防活動困難地域における訓練の課題と今後の対応につきまして、火災時、初期消火はもとより高層階からの避難が重要となります。そうした点を考慮し、避難器具を利用した訓練、避難器具が設置されていない高層住宅にあつてはバルコニー仕切り板を利用した二方向避難の方法を住民の方に周知徹底するなど、消防設備状況、構造などを考慮し、実態に即した訓練指導を行うこ

とはより重要と考えております。

狭隘地域につきましては、地域において想定される災害時の諸問題について住民が自主防災組織、防火教室等の訓練を通じ共通の認識を持つことは、被害の軽減につながることを考えております。今後、地域に密着した消防団と消防活動障害となる狭隘な地域及び消防車両の通行障害となる違法駐車並びに災害弱者などの情報を共有し、迅速な災害対応に努めるとともに、消防職員、団員一体となり、自治会、高層住宅における訓練の実施を積極的に働きかけ、推進いたします。

以上でございます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 御答弁申し上げます。

消防活動用二輪車の整備計画等についてですが、消防活動用二輪車は、平成十七年度に川越市自治会連合会より寄贈され、現在、消防局指揮統制課にて運用しております。消防活動用二輪車の更新及び増車の計画は現在のところはございませんが、今後、広域災害等が発生したならば、機動力等が十分にあるものと考えられますので、使用状況等を鑑み検討してまいります。

なお、当消防局では、車両更新の重点施策といたしまして昨年度から消防ポンプ自動車に小型水槽並びにC A F S装置を装着した車両の配備を始めているところがございます。この消防ポンプ自動車は、主に狭隘箇所での災害対策として、従来の水を積載していない消防ポンプ自動車と違い、少量の積載水で大量の水に匹敵する消火能力を持った泡を放水し、効果的な消火活動を行えるものでございます。この消防ポンプ自動車を各所に配備する計画で、現在、高階分署へ一台配備しており、全署への配備は平成三十年度に完了する計画でございます。

以上でございます。

次に、近年まれに見る自然災害に対する消防組合の体制についてですが、平成二十五年九月二日の越谷市で発生しました竜巻災害では、埼玉県内消防相互応援協定に基づき、第一ブロック及び第四ブロック内の消防本部から合計二十八部隊百二名

が応援しております。当消防組合では、派遣要請に備えて指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊を待機させましたが、派遣要請はありませんでした。また、平成二十五年九月十六日に熊谷市で発生しました突風災害では、当初から熊谷市消防本部のみで対応可能ということでしたので、当消防組合では待機はしておりません。

当消防組合における竜巻並びに豪雨等の風水災及び本年八月三十日運用が開始されました特別警報発令に対する体制につきましては、非常配備体制実施要領に基づき、発生した災害の規模により計画的に職員が動員される体制を確立しております。特に特別警報が発令された場合には、自動的に非常配備体制第二配備とする事前命令を出しております。非常配備体制は、監視体制、準備体制、警戒体制、非常体制に区分されており、非常配備体制第二配備は、組織及び機能の全てを挙げて活動する体制となっております。

以上でございます。

○久保啓一議長 本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 通告を申し上げました二項目についてお伺いいたします。

一項目は消防活動について。前議員も取り上げておりますので、重複を避けてお伺いをさせていただきたいと思っております。

建物火災について、さまざまな地域で発生しているわけですが、過去三年間の現場到着時間の平均はどれぐらいになっているかお伺いいたします。

現場到着時間で最大に要した到着時間はどれくらいかかっているのか。また、その際、おくれた要因はどういうところにあるのかお伺いしておきたいと思っております。

二項目の消防職員委員会についてお伺いいたします。

全ての消防本部に消防職員委員会が設置されておりますけれども、どのような目で運営されているのかお伺いいたします。

また、この制度が創設された経緯、概略で結構ですのでお伺いをいたします。さらに、消防職員委員会の構成メンバー、開催時期、開催状況についても、これ

も概略で結構ですのでお伺いいたします。

また、この間の主な議題、意見などはどのようなものが出されて審議されてきたのかお伺いいたします。

最後に、総務省消防庁から消防職員委員会に関する通知が出されておりますけれども、概略についてお伺いをいたします。

以上です。

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 御答弁申し上げます。

建物火災における過去三年間の現場到着時間の平均についてでございますが、平成二十二年は平均で五・一分、平成二十三年は五分、平成二十四年は五・七分で、三年間の平均といたしましては五・三分でございます。

続きまして、この三年間で最大に要した現場到着時間及び理由でございますが、十二分が二件ございまして、そのうちの一件につきましては、他の災害活動中に建物火災の出場指令が入り、その現場からの出場となっております。もう一件につきましては、中福地内の火災現場で、狭山市との市境であるため若干時間を要したものでございます。

以上でございます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 続きまして、消防職員委員会の目的についてでございますが、消防職員委員会につきましては、消防職員が階級制度のもと厳格な服務規律と統制がとれた部隊活動を要求される中、消防職員から意見を幅広く求め、職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映し易くすることにより職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としております。

続きまして、二点目でございます。設置の経緯でございますが、消防職員の団結権につきましては、昭和二十一年に施行された旧労働組合法において禁止されて以

来、現在も認められていないところでございますが、昭和四十八年にILO、国際労働機関の専門委員会から、消防職員についても団結権が認められるよう適当な措置を講じるべきとの意見が提出されたことを受け、国において適切な解決策を図るため協議が重ねられたところでございます。

平成八年十月一日に消防組織法の一部が改正され、消防職員の意思疎通を図るため、新たな組織として消防職員委員会が制度化されたものでございます。本組合におきましても、この消防組織法の一部改正にあわせまして川越地区消防局消防職員委員会に関する規則を制定し、制度の運用を図っているところでございます。

続きまして、三点目の委員会の構成メンバー、開催時期の状況についてでございますが、まず、委員会のメンバーでございますが、定数は十九名となっております。委員長一名、委員十八名で構成されております。委員長につきましては、消防組織法及び川越地区消防局消防職員委員会に関する規則の規定により、消防長に準ずる職のある者のうちから消防長が指名することとされており、現在、総務課事務を担当する次長が委員長に指名されております。委員の十八名につきましては、消防長の指名により選任することになっておりますが、半数の九名につきましては、制度の趣旨を鑑みまして消防職員の中から職員の推薦に基づき消防長が指名することとなっております。

なお、消防職員からの意見を的確に委員会の場で審議させるため、知識経験とも豊富な中堅クラスの職員を中心に、事務部門の職員と警防、救急、救助の現場で働く職員とをバランスをよく選出するとともに、女性の意見も反映させるため女性消防職員も委員として指名してございます。

次に、委員会の開催状況でございますが、委員会の開催時期につきましては、国が示す基準に基づき毎年度の前半に一回開催することを定例としておりますが、必要に応じて随時開催しております。開催の状況でございますが、過去五年の実績といたしましては、平成二十一年度は一回、審議件数二件、二十二年度は開催二回、審議件数四件、二十三年度は開催一回、審議件数七件、二十四年度は開催一回、審

議件数三件、本年度、二十五年年度は、現在におきまして開催一回、審議件数三件となっております。この五年間で合計十九件の意見を審議しております。

以上でございます。

(齊木利之次長登壇)

○齊木利之次長 消防職員委員会に提出された主な意見につきまして御答弁申し上げます。

まず、消防職員委員会に提出することができる意見の内容につきましては、消防組織法の規定により、消防職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び厚生福利に関する事、消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関する事、消防の用に供する設備、機械器具、その他の施設に関する事の三項目に限定されているところでございますが、提出される主な意見といたしましては、防火服や救急服、活動服など貸与被服の改良に関する意見、災害の多様化に伴い必要とされる資器材の導入整備に関する意見を初め、消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関する意見が多く提出されております。また、近年では災害活動時における熱中症の予防対策に関する意見も多く提出されております。

続きまして、消防職員委員会に関する総務省消防庁からの通知について御答弁申し上げます。

総務省消防庁からは毎年度、消防職員委員会の運営に関する留意事項が通知されております。その主な内容といたしましては、委員会については、毎年度前半に一回開催することを定例とするのとともに必要に応じ開催すること。職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。委員会の公平性、透明性をより向上させるため、意見を提出した職員に対しては、その意見に対する委員会での審議結果、当該結果に至った理由を通知し、また、職員全員に対し、委員会の審議概要とともに、委員会の審議結果に対する消防長の判断を周知すること。などでございます。以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 それぞれお答えをいただきましたが、さらに二回目、何点かお伺いをいたします。

一 項目めの消火活動についてであります。

三年間の火災現場の到着時間のお答えがあつたわけですが、三年間で平均では五・三分だったと、たしかお答えがあつたと思うんです。活動中に他の災害の連絡が入ってその現場からの出場や、市境の時間を要したという御説明がありました。そこで、八月二十一日、寺尾地域で火災が、たしか朝発生して、お一人がお亡くなりになった火災がありました。この当日の消防隊の現場到着の状況はどのようになつていたのかお伺いしておきたいと思ひます。

続いて、高階管内での東上沿線の踏み切りとガード下の通過箇所は何カ所で、消防車両が通過できる可能箇所はどのようになつてゐるのかお伺ひいたします。

高階地区の火災発生時の第一出動ではどのくらいの車両が、どういう種類、車両の種類と数、出動するのかお伺ひしておきたいと思ひます。

それから、最後に、寺尾地区の消防水利の状況についてはどのようになつてゐるのかお伺ひいたします。

二 項目めの消防職員委員会の制度について、さらにお伺ひいたします。

御答弁がございましたように、消防職員の団結権が認められていないことから、昭和四十八年にILO、国際労働機関が消防職員にも団結権が認められるように適当な措置を構すべきと。この意見を受けて国は消防職員委員会が制度化されました。本消防組合では、委員長と十八名の合計十九名で構成されております。それぞれバランスをとれた各職場から、警防、救急、救助の現場職員や女性職員も入つておられるようですけれども、五年間で十九件の意見が審議されております。

この消防職員委員会では、職員から意見が上がらないと審議の対象になつていない、このことは私も承知をしているわけでございます。しかし、御答弁があつたように、消防職員が意見を出すことのできる内容については、給与だとか勤務時間、

勤務条件、福利厚生、被服、装備品、消防の用に供する施設、機械器具、その他の施設等となつてゐるわけでありますが、この五年間で十九件の意見が出されて審議がされておりますけれども、なかなか給与に関して意見の申請がなかつたということのようですね。なぜこの給与面だとかそういう面での意見が出なかつたのかというふうにも思ふわけですが、総務省の消防庁からは通知が出されて、留意事項として、御答弁がありましたけれども、職員が意見を出しやすい職場環境づくりに努めること、このようになつてゐるわけです。

先ほども御答弁があつたように、二交代制勤務の中で二十四時間、大変なストレス、重庄の中で仕事をされている状況下にあつて、給与、勤務条件、福利厚生などもっと率直に意見を出せるような対応、配慮が求められておりますけれども、どういふふうになつてゐるのか、申請しやすいという申請書類ももう決まつてゐるわけですから、そういう手続の面だとかそういう対応をやつぱり考えていかなければならないと思ふのでございます。どういふふうになつていくのか。

さらに、それぞれ出された意見について、これの処理、国の通知でもその処理する方法も決められておりますけれども、次年度の予算に反映されている部分もあるかと思ふのでございます。この点についてはどういふふうになつてゐるのか、最後にお伺ひしておきたいと思ひます。

以上です。

(木村圭夫川越中央消防署長登壇)

○木村圭夫川越中央消防署長 寺尾地区の火災についての御答弁を申し上げます。

初めに、当日における消防隊の現場到着時の状況につきましては、高階分署の出場体制は、管内の道路状況及び消防ポンプ車への新型資機材の導入を踏まえ、消防ポンプ自動車を先行車両とし、水槽付消防ポンプ自動車を中継車両としております。出火建物は東武東上線の東側であり、道路状況等を考慮し新河岸駅方面へ進行し、踏み切り待ちで約二分間要しましたが、出場から七分後には出火建物北西約十メートルの位置に消防ポンプ自動車が部署し消火活動を開始、水槽付消防ポンプ自動車

は出火建物北東の消火栓に部署し、消防ポンプ自動車に中継送水しております。到着時、火災は最盛期で二階部分は焼け落ちており、出火建物及び周囲の建物の延焼防止並びに人命検索活動を実施しております。

川越地区消防組合の消防戦術は包囲体系を主眼としており、一部の車両は出火建物の南方での道路工事等により迂回し、東方に部署、最後着隊は出場から十七分後に包囲体系を完了し、消防活動を実施しました。

次に、高階管内における東上沿線の踏み切り及びガード下の箇所につきましては、乗用車を対象に通行可能な踏み切りは五箇所であり、消防自動車の通行可能箇所は四箇所でございます。四箇所の内訳につきましては、砂地区三箇所、藤間地区一箇所でございます。同じく乗用車を対象に通行可能なガード下は三箇所であり、消防自動車の通行可能箇所は一箇所でございます。一箇所の内訳につきましては、清水町地区の一箇所でございます。

次に、高階地区の建物火災における第一出動の出場車両につきましては、川越地区消防組合警防規程の出場計画に基づく建物火災の出場車両は、指揮車一台、調査車一台、ポンプ車七台、救助工作車一台、救急車一台の計十一台でございます。

最後になりますが、寺尾地区における消防水利の状況につきましては、川越地区消防組合の水利規程等を満たしております公設消火栓七十二基、公設防火水槽二十基、私設防火水槽三基の計九十五基でございます。防火水槽の内訳としましては、公設防火水槽、二十立方メートル三基、二十七立方メートル十三基、四十立方メートル四基、私設防火水槽、四十立方メートル三基でございます。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

消防職員委員会の意見の予算編成等への反映と、また、今後の消防委員会そのもののあり方についてということでございますが、先ほどの答弁にもございましたとおり、消防職員委員会については、毎年度前半に一回開催することとされております。

すが、これは、消防職員委員会へ提出される意見を具体的に実現化させるためにはその大半が予算措置を必要とすることから、実施することが適当とされた意見を速やかに実現するため、例年十月に行う次年度の予算編成事務に係るスケジュールを勘案して実施しているものでございます。本消防組合におきましては、九月に委員会を開催することを定例としておりまして、予算措置が必要な案件につきましては、十月に実施する次年度の予算編成において可能な限り調整し、早期の実現を図っているところでございます。

また、今後の消防職員委員会のあり方についてでございますが、これまで毎年度消防職員委員会制度に係るパンフレットを全職員に配布するほか、通年、機会を捉え、意見の提出に係る手続等について職員に周知を図るなど、本制度の推進に努めてきたところでございますが、さらに、職員がより意見を提出しやすい体制整備と職場環境づくりを図り、各署所に配置しております意見取りまとめ者を中心に、各職場において勤務状況に関する意見交換が円滑になされるよう努めますとともに、より職員に開かれた消防職員委員会として、審議の透明性の向上を図り、制度の趣旨に沿った円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 三回目的一般質問をさせていただきます。

一項目めの消火活動について、さらにお伺いしておきたいと思っております。

八月二十一日の寺尾地内の建物火災、これが踏み切り待ちで二分を含んだ経過があったわけですね。七分後に部署し消火活動を開始されたらと御答弁がありました。先ほどお伺いして、平均の三年間の到着時間はたしか五・三分、これを一・七分上回っているわけですね。この踏み切り待ちで二分を要したことというのは、遮断機が下りて待ちの状況だと思えますけれども、そういうその地区特有の、東上線の踏み切りが五箇所あって、そういう場面に出場する場合は出くわす可能性があるということですね。さらにはガードをくぐる場所が三箇所のうち清水町地区の、

これはふじみ野市側のガードだと思えます。一箇所だけです。非常に構造的に困難な地域であります。

御承知のように、高階地区は道路が狭隘で、今申し上げたような踏み切りだとガード下だとか非常にポンプ車などが通過できない場所、あるいはしづらい場所、こういったところが想定される踏み切りが多く、東日本大震災のときは踏み切りはもう下りたままで、四六時中あそこは閉鎖されたような状況も私も見えていますけれども、こういう寺尾地区ないし高階地域の消火活動については、今後どういうふうに取り組みれていくのか。今後のことも考えると、地域の住民の皆さんも今回の事故を通じて不安に思っておられることから今回、一般質問させてもらいましたけれども、その辺のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

次に、この火災現場の際、御答弁もありましたように、水道管の布設がえの道路工事がちようど行われていて、消防車両が迂回せざるを得なかったと御答弁がありましたけれども、こういったケースは管内全域で発生するわけですから、限られた道路しか通れない地区や、極端な場合は工事中の道路を通過しないと火災現場にたどり着けないような状況もあり得ると思えます。工事中で通れない、このような場所についてどういうふうに関後対応していくのか。この辺について最後にお伺いしておきたいと思えます。

以上です。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

ただいま御質問ございました道路工事等々で狭隘な場所、またガード等々で進入困難な場所、そういった災害現場での消火活動につきましては、これは現在ある消火力を駆使して活動に従事するほかならないところでございますけれども、先ほどの答弁の中にも若干触れておりますけれども、寺尾地内等々の狭隘な道路のところでは、小型車両のC A F S仕様、消火薬剤を積んだC A F S仕様の小型車両を配備して、大型車が通れない場所でも入っていけるような消防戦術を考えております。

また、実際に各車両には一台十五本以上のホースを積載しておりますので、車両が直近火災現場に行けないとしても、そのホースを連結することによって、一本二十メートルですので、約三百メートル範囲については人力によってホースカー等々を使つての消火活動が可能な状況でございます。車両が一部進入できれば、さらにポンプ車を中継としまして中距離・遠距離送水も可能な状況でございます。そういった形で各災害現場に対応する形で常日ごろ訓練を重ねているところでございます。また、道路工事等で申請された場所等々での災害対応ということでございますけれども、消防車両の通行、その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事につきましては、川越地区消防組合火災予防条例に基づき、各消防署の消防課において道路工事を行うとする事業主または施工業者から届け出を受理しております。当消防組合では消防部隊へ直ちに周知を図り、道路工事の情報を知り得た消防部隊または出場経路、消火活動戦術について現場活動に支障を来さないように備えておりますが、実際に現場へ着いて、その状況に対応できるような訓練は常実施しているところでございます。

また、総体的に管内の消防署所の配置につきましても、先ほど少しお話ししましたけれども、消防組合の総合計画を策定中ございまして、その中でも今度の消防署所の適正配置についても調査を重ね、今後の組織の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 大変長時間にわたり皆さんお話を聞かれていますので、シンプルに質問させていただきます。

川越地区消防組合と構成市町との連携について、何点か質問をさせていただきます。連携についてと書かせていただいておりますが、先ほど来、他の議員からもありました情報の共有についても、あわせてお伺いをさせていただきます。

まず、一点目に、この川越地区消防組合から構成市町への職員の派遣がされているかと思いますが、その目的と現状どのような派遣がなされているのかお伺いをさせていただきます。

二点目に、これも一点確認をさせていただきたいんですけども、構成市町内で発生した火災の原因を調査する部署並びに原因の判定に要する日数は平均どれぐらいかかるのかお伺いをさせていただきます。

あわせて、組合を構成する市町内の火災発生時における各市と町への連絡について、連絡する基準、体制、内容についてはどのような状況になっているのかお伺いをさせていただきます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 御答弁申し上げます。

私のほうから一点目の構成市町への職員派遣の目的と現状についてでございますが、構成市町への職員派遣につきましては、川越地区消防組合職員実務研修要綱に規定されておりまして、実務研修のために職員を派遣し、実務を通じて事務または技術を習得させ、消防行政に反映させることを目的としております。

これまでの派遣状況でございますが、川越市へ平成三年四月から二年の研修期間で十四名の職員を派遣しております。なお、川島町への派遣実績はございません。

これまでの派遣先の勤務課でございますが、防災関係事務等の知識及び実務を習得するため現総務部防災危機管理課へ十一名、文書法規関係事務等の知識及び実務を習得するため総務部総務課へ二名、建築の専門知識の習得のため現都市計画部建築指導課へ一名、本年度は総務部総務課へ一名を派遣してございます。

以上でございます。

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 御答弁申し上げます。

まず、一点目の火災発生原因を調査する部署についてでございますが、火災が発生した場所を管轄する消防署または分署が原因調査を担当しております。ただし建

物火災の半焼以上または死者の発生した火災につきましては、消防局指揮統制課が担当する場合もございます。

続きまして、二点目の火災発生原因判定に要する日数でございますが、現場において原因が判明するものや調査に日数を要するものも多々あり、さまざまでございますが、平成二十四年中の火災発生件数は百十三件で、火災発生原因判定に要する平均日数は、火災が発生した日から平均五十一日でございます。

続きまして、三点目の組合構成市町内の火災発生における市町への連絡につきましては、建物火災、川越市市有及び川島町町有の公共施設で発生した火災について連絡する基準としております。

連絡体制でございますが、川越市管内で発生した建物火災は消防局指揮統制課が、開庁日は秘書室及び福祉推進課、閉庁日及び夜間は当直室に電話及びフлакシミリによる連絡とし、川島町管内につきましては、川島消防署が、開庁日は総務課、閉庁日及び夜間は総務課職員に連絡する体制でございます。

連絡内容でございますが、発生場所、覚知時間、状況及び負傷者等の情報でございます。

連絡に要する平均時間につきましては、第一報の連絡は約五分でございます。以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 それぞれお答えをいただきました。

まず、一点目の職員の派遣に状況についてお答えをいただきました。実務研修のために職員を派遣し、実務を通じて事務または技術を習得させ、消防行政に反映させること。これまでの実績として防災危機管理課へ十一名、総務課の法規関係に二名、現状でも総務課へ一名を派遣していると。確かに実務研修を通して職員の皆さん、技術の向上を図っていくのも大事だと思うんですけども、川越市と川島町が分担金、負担金を出して運営をされている消防行政ですので、消防組合と構成市町との連絡を密にする役にも立っていただければ、なおいいのかなと感じます。

あわせて、構成市町内の火災発生時における連絡体制についてもお答えをいただきます。指揮統制課から、川越市については、開庁日は秘書室及び福祉推進課、秘書室に行くことは管理者、副管理者のもとへきちんと連絡が行くということになるかと思いません。開庁日、夜間は当直室に電話とファックスが行くというお話ですね。川島町については、開庁日は総務課、閉庁日及び夜間は総務課職員に連絡する体制ということなんで、これは総務課の職員の個人宅になるかと思うのですけれども、若干これはどうなんだろうかという思いもしますが、そこら辺は連絡体制しっかりと構築をしていただきたいと思います。

二点目、二回目の質問に入らせていただきます。

それぞれ連絡体制についてお答えをいただきましたが、今年四月三十日のユニクロ川越的場店において発生した火災、これ過日の川越市議会の中でも石川議員のほうから質問があったんですが、この火災原因の判定日時はどうな状況になっているのか。並びに川越市、川越市内で起きた火災ですから川越市に連絡が行っていると思いますが、川越市への連絡状況についてはどのような状況になっているのかお伺いをさせていただきます。

(辻 章一 指揮統制課長登壇)

○辻 章一 指揮統制課長 御答弁申し上げます。

今年四月三十日発生のユニクロ川越的場店の火災原因の判定日時について。

この火災の覚知時間でございますが、五時〇三分に埼玉県警指令センターからの通報で覚知をさせていただきます。鎮火でございますが、消防車両から放水して五時十二分に鎮火しております。火災原因の判定日時でございますが、平成二十五年六月十四日としてございます。

続きまして、川越市への連絡状況についてでございますが、覚知時、ごみ置き場のごみから出火でございましたことから川越市に連絡はいたしませんでした。鎮火後、調査しましたところ、段ボール若干と建物の一部が焼損しており、建物火災となり連絡する必要がありました。連絡しませんでした。これからは連絡体制の徹

底を図り、今後このようなことがないよう職員に指導してまいります。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 三回目の質問をさせていただきます。

先ほどお伺いをしましたユニクロ的場店の火災について、発生したのが四月三十日で、火災の判定日時が六月十四日、この火災については川越市に連絡はしていないというお答えをいただきました。当然というか、そのおりの答えだと思いません。川越市議会で石川議員がこの問題を質問されたとき、川越市がこのユニクロ的場店の事件を確認したのが七月二十六日だったです。こちらにお問い合わせも来ていると思いません。問い合わせたと書いてありますから。連絡体制の徹底を図り、今後このようなことがないように職員に指導してまいりますというお話でしたが、連絡体制は徹底をされていると思うんですよ。指揮統制課がきちんとそれぞれの部署に連絡をするという体制がとられているわけですから。開庁時はどこどこへ、閉庁時はこちらへ。運用の問題だと思っております。

先ほどこの火災の発生原因についてはお答えをいただきましたが、これ放火が疑われる火災ですよね。てんぷら鍋の不始末とか、その家の住人の方が不注意で発生した火災ならともかく、犯罪性、違法性が疑われるような火災の連絡が構成市町に届かないというのは、大変大きな問題だと思っております。朝が早いとか、夜遅いとか、雨だとか、台風だとかということは理由にはならないと思っております。せっかくきちんとした体制をつくっていらつしやるんですから、ぜひ今後こういったことがないように、構成市町との情報の共有化と連携については全力で改善に向けて取り組んでいただきたいと思えますが、一点だけ局長に、これが氷山の一角であってはならないと思うんですよ。そんなに年数をさかのぼる必要はないかと思いますが、構成市町に連絡が行っていない事案があるかないかの調査はぜひかけていただきたいと思えます。

あわせて、せっかく年間四十五億円近い負担金を出して組合を運営していますし、

今回このユニクロ的場店、すぐお近くには当組合の副管理者が、歩いて一分ぐらいいですかね、のところにお住まいだと思います。今回この事案を受けて、みずからお住まいの地域でこのようなことが起こってしまったということも踏まえて、今後、構成市町との連携なり情報の共有化についてはどのようなお考え、見解をお持ちかお伺いをさせていただきます。

(風間清司副管理者登壇)

○風間清司副管理者 御答弁申し上げます。

議員さん御指摘の場的ユニクロ店の火災につきましては、発生時は私、認識していませんでしたが、その朝、出勤のときに消防車がとまっていたので、そちらを通って見に行きました。ですから、連絡はなかったが、私自身は承知しておりませんでした。ただ連絡がなかったことは実際知りませんでしたので、今後今のようなことがないように、きちんとその文書等でもって報告させるよう指導してまいりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○久保啓一議長 以上をもって全通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○久保啓一議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。
閉会いたします。

午後四時三十七分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について
本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 議案第九号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決

算認定について

認 定

日程第七 議案第一〇号 川越地区消防組合消防職員の給与の臨時特例に関する

条例を定めることについて

原案可決

日程第八 議案第二一号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計補正予算(

第一号)

原案可決

日程第九 同意第四号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

同 意

日程第一〇 一般質問について

議員四人が一般質問を行った。